

あっせんについて

そうだん う っ ちょうせい ごうい いた ばあい てつづ
 相談を受け付けたあとの調整では合意に至らなかった場合の手続き
 (じょうれい じょうれい とう てつづ あん
 (条例にもとづくあっせん等の手続き)(案))

ぶんちゅう (条) じょうれい きさい
 文中、(条) 条例に記載

(規) きょうぎかいきそく きさい
 (規) 協議会規則に記載

(条規) じょうれいしこうきそく あん きさい さんこうしりょう
 (条規) 条例施行規則(案)に記載 (参考資料5-3)

(1) あっせんの申立て

① あっせんの申立てをするときには、申立書を市長に提出します。書類の
 さくせい むすか ばあい もうした ないよう しょくいん き と しょめん
 作成が難しい場合は、申立ての内容を職員が聴き取り、書面にし、
 もうしたてしゃ ないよう かくにん おこな
 申立者に内容の確認を行います。(条規)

② 申立者は、あっせんの参考となる書類や記録などの資料を提出できま
 ず。(条規)

③ あっせんの申立てがあったときは、市長は改めてその内容を調査します。
 じあん とうじしゃ かんけいしゃ ちょうさ きょうりよく
 事案の当事者、関係者は、調査に協力しなければなりません。(条)

④ 市長は、あっせんの適否を決めるため、障害者差別解消支援協議会
 い かきょうぎかい じょうげん もと
 (以下協議会といいます。)に助言を求めることができます。(条)

⑤ 市長は、あっせんを行うことが適当であると決定したときは、協議会に
 おこな もと けつてい きょうぎかい
 あっせんを行うよう求めます。(条) また、申立者に適否について通知
 もうしたてしゃ てきひ つうち
 します。(条規)

(2) あっせん案の提示

① 協議会きょうぎかいは部会ぶかいを設置せっちします。協議会会長きょうぎかいちやうは、協議会委員きょうぎかいいいんのなかから、部会員ぶかいいんと部会長ぶかいちやうを指名しめいします。(規)

② 協議会きょうぎかい(部会ぶかい)は、必要ひつように応じて事案じあんの当事者とうじしゃや関係者かんけいしゃに対して資料たい しりようの提出ていしゅつや説明せつめいを求めるなどもとの調査ちやうさを行い、あっせん案あん さくせいを作成じあんし、事案とうじしゃの当事者しよめんに書面しめで示しよめんします。(条) 書面あんには、あっせん案ないようの内容うと受け入れいを求める理由もと りゆう・あっせん案あんを受け入れるかどうかう い答える期限こた きげん及びそのおよび答え方こた かた・その他参考その たさんこうとなる事項じこうを記載きさいします。(条規)

③ 事案じあんが解決かいけつしたとき、あるいはあっせんによつては事案じあんの解決かいけつの見込みみ こがないと認めるとき、協議会きょうぎかい(部会ぶかい)はあっせんを終了しゆうりようします。(条規)

④ 部会長ぶかいちやうは、あっせんの経過けいかと結果けっかについて、協議会きょうぎかいに報告ほうこくします。(規)

⑤ 協議会きょうぎかいはあっせんが終了しゆうりようしたときは、市長しちやうに報告ほうこくします。(条)

⑥ 市長しちやうは、申立者もうしたてしやにあっせんを終了しゆうりようしたことを通知つうちします。(条規)

(3) 勧告

事業者じぎやうしゃがあっせん案あんを受け入れなかつたり、受け入れても従う いわなかつたりしたがした場合ばあい、市長しちやうは、必要ひつようと認めるときには、事業者じぎやうしゃに必要な対応ひつようをするようたいおう促うながします。(条)

(4) 公表

市長しちやうは、事業者じぎやうしゃが勧告かんこくに従したがわず、故意こいまたは重大じゅうだいな過失かじつがあると認めるときは、その旨むねを公表こうひようすることができます。公表こうひようしようとするときは、あらかじめ協議会きょうぎかいの意見いけんを聴きかなければなりません。(条)